西宮市立郷土資料館資料取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立郷土資料館施条例(昭和59年西宮市条例第17号。以下「条例」という。)及び西宮市立郷土資料館条例施行規則(令和3年西宮市規則第63号。以下、「規則」という。)に基づき、資料の寄贈及び寄託の受入れ、貸与並びに特別利用等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(寄贈)

- 第2条 資料を西宮市立郷土資料館(以下、「資料館」という。)に寄贈しようとする者は、 資料寄贈申込書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、資料の寄贈を受けたときは、資料受領書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(寄託)

- 第4条 資料を資料館に寄託しようとする者は、資料寄託申込書(別記様式第3号)を市長に 提出するものとする。
- 2 市長は、資料を受領したときは、資料受託書(別記様式第4号)を交付するものとする。
- 3 寄託期間は、1年以上とする。
- 4 受託資料は、特別の契約がある場合のほか、市所有のものと同様の取扱いをする。 (貸与)
- 第5条 資料の貸与は、他の資料館、博物館、学校その他市長が適当と認める者のほか受けることができない。
- 2 資料の貸与を受けようとする者は、市長に資料貸与許可申請書 (別記様式第5号)を提出しなければならない。
- 3 市長は、資料の館外貸出しを承認したときは、資料貸与許可書(別記様式第6号)を交付するものとする。
- 4 資料の貸与期間は、1月以内とする。ただし、市長が認めたときはこの限りでない。
- 5 市長は、第3項の承認をする場合において、必要な要件を付すことができる。 (特別利用)
- 第6条 条例第8条及び規則第5条第1項に規定する特別利用許可申請書は、別記様式第7 号とする
- 2 規則第5条第2項に規定される特別利用許可書は、別記様式第8号とする。 (出土品)
- 第7条 埋蔵文化財発掘調査の成果として資料館で保管する出土品は、郷土資料館資料と同様の取扱いとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。